

千曲市更埴文化会館施設利用料金

区 分		午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	
		9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 17:00	18:00 ~ 22:00	9:00 ~ 17:00	13:00 ~ 22:00	9:00 ~ 22:00	
大ホール	入場料なし	平日	14,000	21,000	28,000	35,000	49,000	59,800
		土・日・休日	16,800	25,200	33,600	42,000	58,800	71,800
	3,000円未満の入場料を徴収して利用する場合	平日	21,000	31,500	42,000	52,500	73,500	89,700
		土・日・休日	25,200	37,800	50,400	63,000	88,200	107,700
	3,000円以上の入場料を徴収して利用する場合	平日	28,000	42,000	56,000	70,000	98,000	119,700
土・日・休日		33,600	50,400	67,200	84,000	117,600	143,600	
楽屋1室について			560	840	1,100	1,400	1,900	2,350
小ホール	入場料なし	平日	4,900	7,350	9,800	12,200	17,100	20,900
		土・日・休日	5,850	8,750	11,700	14,600	20,450	24,900
	3,000円未満の入場料を徴収して利用する場合	平日	7,400	11,100	14,800	18,500	25,900	31,600
		土・日・休日	8,800	13,200	17,600	22,000	30,800	37,600
	3,000円以上の入場料を徴収して利用する場合	平日	9,800	14,700	19,600	24,500	34,300	41,800
土・日・休日		11,700	17,500	23,400	29,200	40,900	49,900	
軽運動室			2,100	2,900	3,950	5,000	6,850	8,500
女性センター	大会議室		2,100	2,700	3,350	4,800	6,050	7,700
	小会議室		1,400	1,800	2,200	3,200	4,000	5,100
	和室		1,100	1,400	1,750	2,500	3,150	4,000
	学習室		1,400	1,800	2,200	3,200	4,000	5,100
インナーコリドー			無料					

注意事項

- 「平日」とは、休日を除く月曜日から金曜日までをいいます。
- 「入場料」とは入場料、会費、会場整理費、その他名称のいかんを問わず、入場の対価として徴収するものをいいます。また、入場料の額に2つ以上の区分がある場合は、その最も高い額を入場料としてこの表を適用します。
- 利用時間の延長又は繰上げは、管理上支障がなく、かつ、1時間未満の延長又は繰上げに限り許可し、利用の許可をした利用時間区分に対する利用料金に100分の30を乗じて得た額をそれぞれ加算して徴収します。
- 芸術文化関係以外で**営利を目的**に使用する場合は次の料金とします。

小ホール	「入場料なし」利用料金の1.5倍
各会議室・軽運動室	利用料金の2倍

- 利用者が大小ホールを専ら**練習、準備、片付け**のためだけに使用する場合は利用料の額は、当該使用の時間区分に定めた料金に100分の60を乗じた額とします。ただし、この場合の大ホールの舞台照明は作業灯のみとし、舞台音響映写設備及び舞台道具設備は使用しないものとします。

千曲市更埴文化会館施設利用料金【営業・営利】

区 分		午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
		9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 17:00	18:00 ~ 22:00	9:00 ~ 17:00	13:00 ~ 22:00	9:00 ~ 22:00
小ホール	平日	7,350	11,000	14,700	18,300	25,600	31,300
	土・日・休日	8,750	13,100	17,500	21,900	30,600	37,300
軽運動室		4,200	5,800	7,900	10,000	13,700	17,000
女性センター	大会議室	4,200	5,400	6,700	9,600	12,100	15,400
	小会議室	2,800	3,600	4,400	6,400	8,000	10,200
	和室	2,200	2,800	3,500	5,000	6,300	8,000
学習室		2,800	3,600	4,400	6,400	8,000	10,200

注意事項

1. 利用時間の延長又は繰上げは、管理上支障がなく、かつ、1時間未満の延長又は繰上げに限り許可し、利用の許可をした利用時間区分に対する利用料金に 100分の30 を乗じて得た額をそれぞれ加算して徴収します。

2. 芸術文化関係以外で**営利を目的**に使用する場合は次の料金とします。

小ホール	「入場料なし」利用料金の 1.5倍
各会議室・軽運動室	利用料金の 2倍

3. 利用者が大小ホールを専ら**練習、準備、片付け**のためだけに使用する場合は、当該使用の時間区分に定めた料金に 100分の60 を乗じた額とします。ただし、この場合の大ホールの舞台照明は作業灯のみとし、舞台音響映写設備及び舞台道具設備は使用しないものとします。